

**金融サービス仲介業と金融規制
～揺らぐ金融・非金融の境界で～**

**株式会社 大和総研
金融調査部 制度調査課 横山 淳
2021年9月4日**



**本資料及び報告の内容は、報告者個人の意見であり、報告者の所属する団体・組織等の
見解ではございません**



1. 金融サービス仲介業導入の背景 機能別・横断的な金融規制の再構築

(1) 金融制度SGと決済・仲介WGでの審議

- 2017年11月 麻生金融担当大臣の諮問

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

**「機能別・横断的な金融規制の整備等、
情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた
金融制度のあり方について検討を行うこと」**

(出所)金融庁第39回金融審議会総会・第27回金融分科会合同会議 諮問事項(平成29年11月16日)

- 2017年11月 金融制度スタディ・グループ(SG)審議開始
- 2018年6月 「中間整理」をとりまとめ ⇒ 8頁
- 2018年12月 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書 ⇒ 2019年法改正(前回)
- 2019年1月 「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」 ⇒ 2019年法改正(前回)
- 2019年7月 「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告<<基本的な考え方>>」(2019年7月金融制度SG報告)ととりまとめ …**ここで新しい仲介法制について言及**
- 2019年10月 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループでの審議開始
- 2019年12月 「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」(2019年12月決済・仲介WG報告)ととりまとめ …**金融サービス仲介業の導入が提言**

(2) 問題意識

➤ 「金融制度をめぐる環境の変化等に関する論点」として次の問題点を提起

- フィンテックを巡る最近の動きについて、どう捉えるか。
- シャドー・バンキングなど、リーマンショック以降の内外の金融の動向をどう捉えるか。
- 金融と非金融の境界線があいまいになってきているなか、「**金融**」そのものの概念自体が大きく**変容していく可能性がある**との指摘について、どう考えるか。
- デジタル通貨の出現等が金融システムに与える影響について、どう考えるか。
- その他金融システムや金融業等を変革する可能性があるものとして、どのような事柄が考えられるか。また、その影響をどう考えるか。
- こうした変化に対応するために、**機能別・横断的な法体系**を検討するとの方向性についてどう考えるか。
- 以上の他、金融制度をめぐる環境の変化等に関して、留意しておくべきことがあるか。

(出所)平成29年11月29日開催金融制度SG第1回 資料3 事務局説明資料p.10 赤字は報告者

- ### ➤ 「機能別・横断的な金融規制(法体系)」を検討すべき分野として、**決済法制**と**仲介法制**が、まず取り上げられた

(3) 何が問題だったのか？

➤ 要するに…

「金融」って何？

➤ これまで…

- 「金融＝社会の重要なインフラ」
- その担い手には、特別な資格、特別な義務 etc.(=「規制」) が求められる
- 厳しい規制の代わりに、排他的に「金融」を営むことが許される…非金融との厳格な「壁」

➤ ところが…

- FinTech、シャドー・バンキング、デジタル通貨、プラットフォームなどの出現、拡大
- 非金融企業(IT、小売 etc.)が子会社を通じて金融業に進出
- 非金融会社が提供するサービスが、伝統的な金融サービスに接近(特に、決済分野)
- 将来的には、非金融企業(例えば、巨大IT企業)が、間接的に金融に大きな影響を及ぼす可能性も…

(3) 何が問題だったのか？(つづき)

- だとすれば…
 - 金融規制は、伝統的な金融機関にだけ課しているのか？
 - 新しいサービス等にも金融規制を課すとすれば、誰に、どの規制を課せばいいのか？
- 改めて…
 - 守るべき「社会的なインフラ」とは何か？
 - そのインフラを守るために必要な規制とは何か？
 - そのインフラを担う者／モノには、誰であれ等しく規制が課されるべきではないか？
- これを意図したものが…

機能別・横断的な金融規制(法体系)

- 決済法制(新しい資金移動業など)と仲介法制(金融サービス仲介業)がその試金石に…



2. 「金融サービス仲介業」とは？ ～2020年金融商品販売法等改正法～

(1)「金融サービス仲介業」とは？

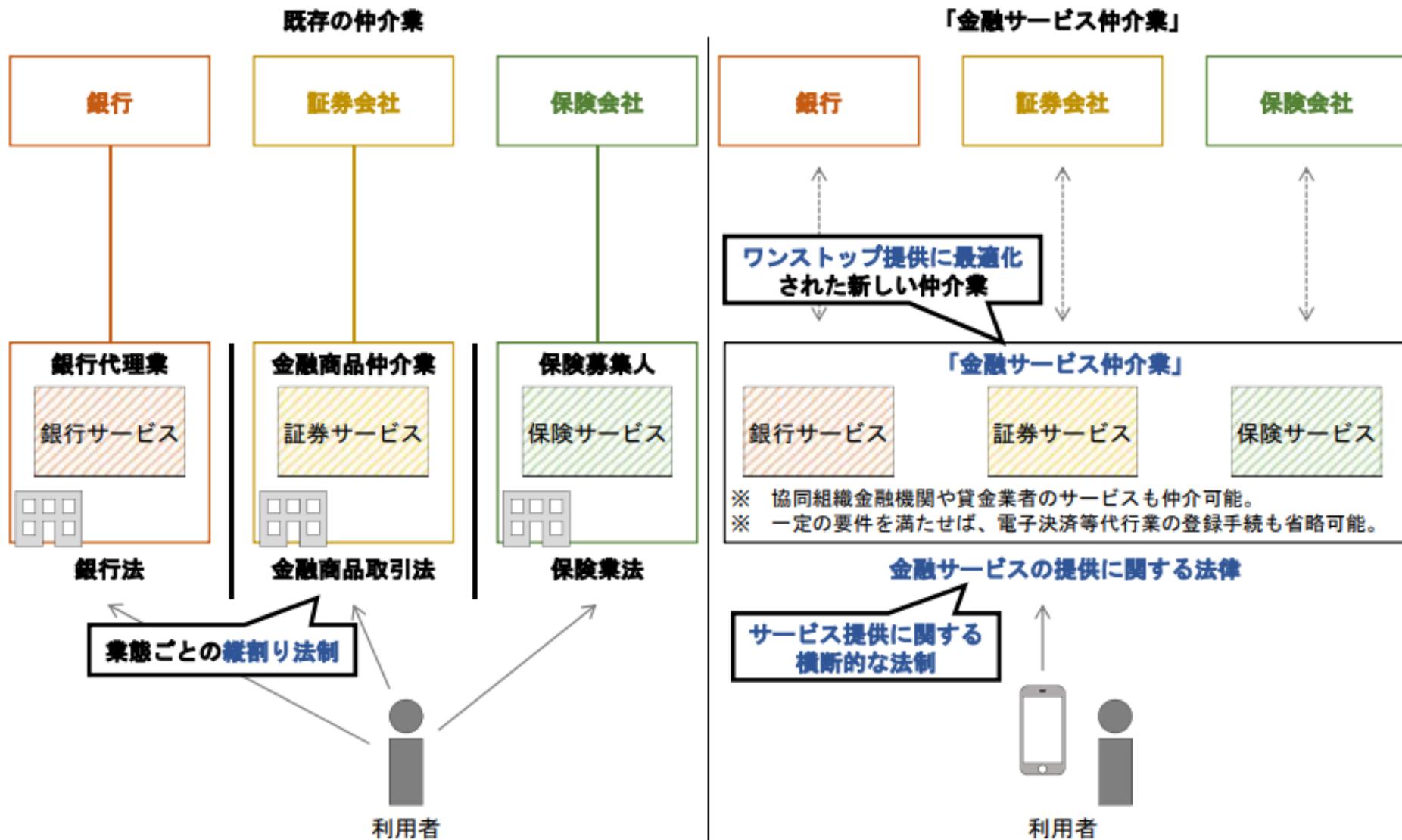
「金融サービス仲介業」とは

「複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者」（「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」(決済・仲介WG報告書)p.20)

具体的には、「例えば、スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う」(同前)ビジネスを想定

- 「銀行代理業」、「金融商品仲介業」、「保険募集人／保険仲立人」などといった資格を個別にとらなくても、「金融サービス仲介業」という単一の資格で営むことができる
- 所属制(⇒14頁)をとらないため、多数の金融機関からの委託を受けることができる
- ただし、取り扱うことができる商品・サービスには制約がある(⇒13頁)
- それに伴い、どのような問題が想定されるか？
- 今後、どのように活用されるのだろうか？

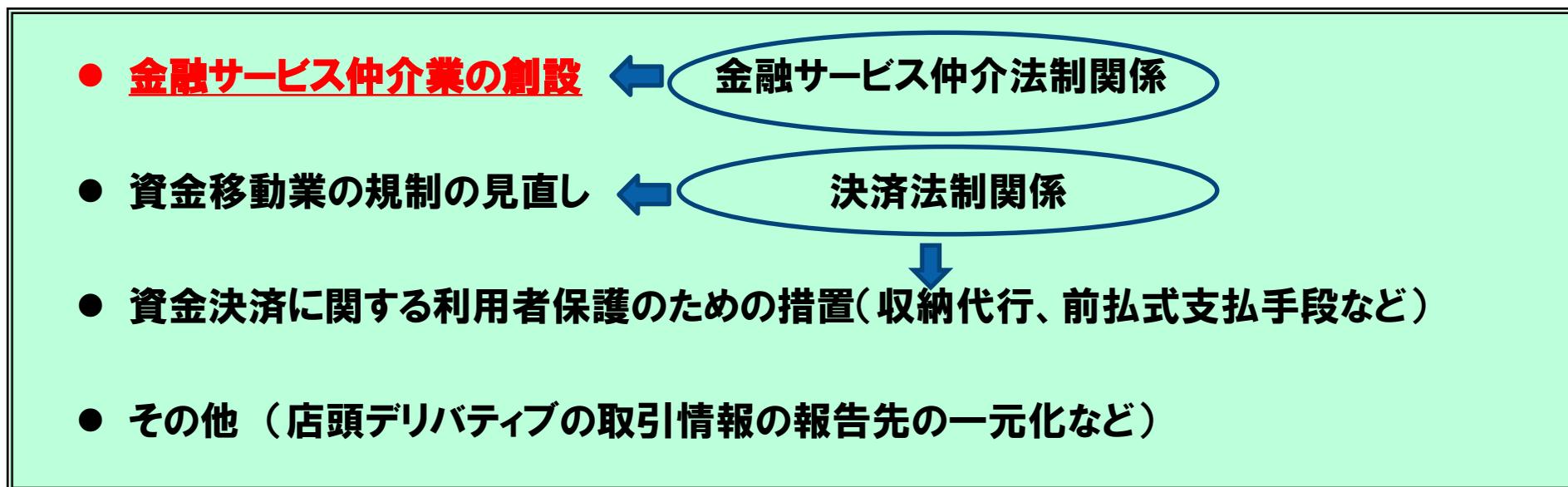
(参考)新しい金融サービス仲介業と既存の仲介業者との比較



(出所)金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」(2020年3月)p3

(2) 金融商品販売法等改正法の成立

- 2020年6月、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(金融商品販売法等改正法)、成立
- 主要な改正事項は次の通り



(3)「金融商品販売法」から「金融サービス提供法」に

- 金融商品販売法が改正され、「金融サービスの提供に関する法律」に改称される

【改正前の金融商品販売法】

- 金融商品販売業者等に課される義務(説明義務等)と、それに違反した場合の民事責任(損害賠償責任)の特例(無過失責任、損害額の推定)を定める



【改正後の「金融サービスの提供に関する法律」】

- 上記に加え、金融サービス仲介業に関する規制等を定める

- ✓ 法律の性格が変わる・・・金融商品の販売に関する民事ルールから、金融サービスに関する通則法、業法的な性格が強くなる

(4) 金融サービス仲介業 ①ポイント

➤ 金融サービス仲介業のポイントをまとめると次の通り

- 金融サービス仲介業とは
 - ✓ 単一資格により、銀行、証券、保険分野すべてのサービスの仲介が可能
 - ✓ ただし、仲介に当たり高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取扱い可能 ⇒ 13頁
 - ✓ 一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続も省略可能
- 所属制は採用しない ⇒ 14頁
- 保証金の供託等を義務付け(損害賠償資力確保の観点)
- 利用者財産の受入れ禁止
- 各種の規制の整備
 - ✓ 共通の規制:利用者情報の適切な取扱い、説明義務、金融機関から受け取る手数料等情報の開示(提供?)、帳簿書類等の作成など
 - ✓ 銀行分野の規制:情実融資の媒介の禁止など
 - ✓ 証券分野の規制:インサイダー情報を利用した勧誘の禁止など
 - ✓ 保険分野の規制:告知の妨害の禁止など
- 当局による監督、自主規制機関、裁判外紛争解決制度などに関する規定を整備

※プラットフォームが念頭にあるが、それに限定されてはいない。例えば、対面型も排除されていない

(4) 金融サービス仲介業 ②「高度な説明を要しないと考えられる金融サービス」?

- 「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」 ⇒ 政令委任
- 具体的には、概ね、次のようなイメージ

	銀行	証券	保険
取扱可能	普通預金、住宅ローン	国債、上場株、投資信託	傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ	変額、外貨建

(出所)金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」(2020年3月)p.4

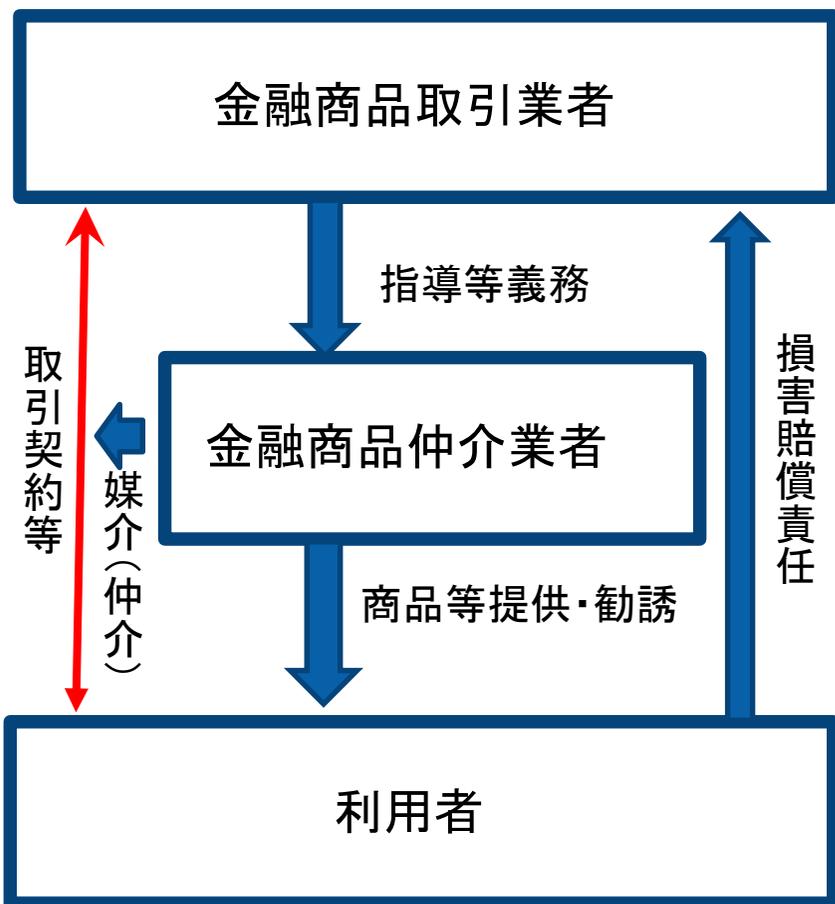
- ✓ 銀行、保険は、原則、投資性の強い特定預金等契約・特定保険契約を「取扱不可」とする?
- ✓ 証券は、原則、二種外務員の職務範囲は(投資性商品であっても)「取扱可能」とする?
⇒ 取扱可能/不可の判断基準の整合性は?
- ✓ なお、決済・仲介WG報告書(pp.22-23脚注43、p.23脚注46)は、次のような意見があったことを紹介している

「外貨預金については、資産運用の手段としてではなく、海外出張・旅行時に現地のATMで現地通貨を引き出すといったニーズも存在することから、取扱いを認めてもよいという意見や、投機性が低いと考えられる主要通貨に限って取扱いを認めてもよいとの意見があった。」

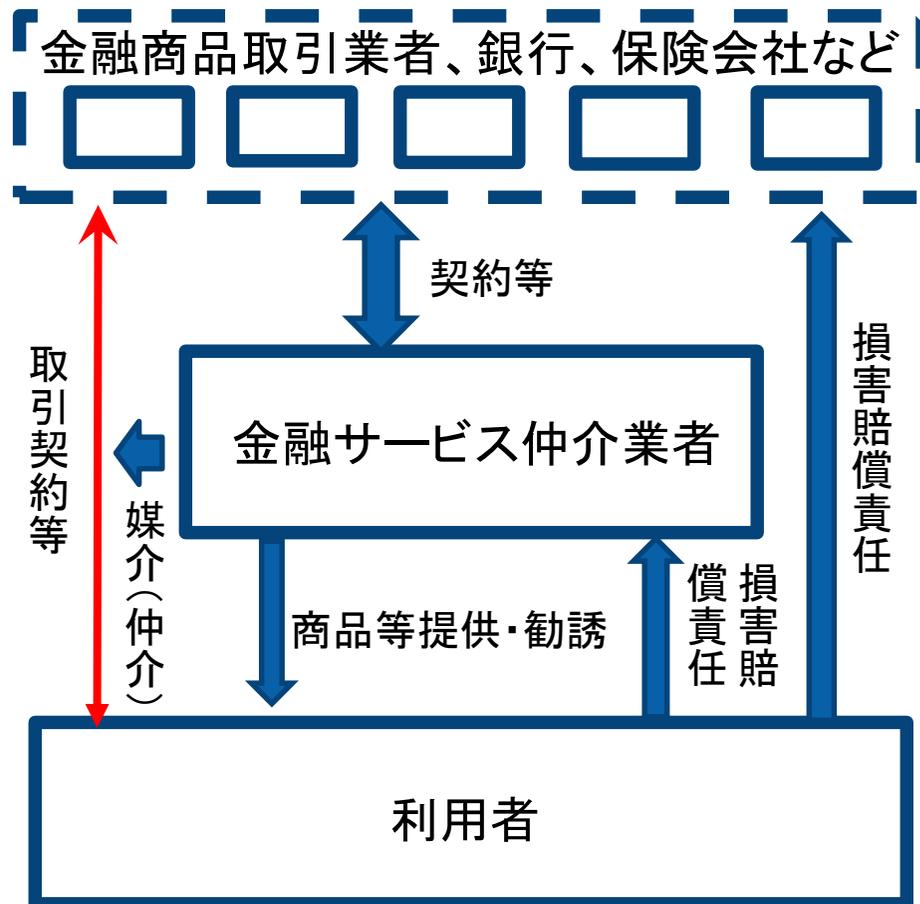
「証券分野の商品については、レバレッジ型、インバース型、商品指数連動型の投資信託・ETFの取引の媒介を制限すべきとの意見があった。また、個人向け国債やつみたてNISAの対象商品を起点として取扱可能な商品の範囲を考えるべきとの意見や、若年層の資産形成に資するような商品を対象とすべきとの意見もあった。」

(4) 金融サービス仲介業 ③所属制を採用しない

【金融商品仲介業(所属制あり)】



【金融サービス仲介業(所属制なし)】



(出所)大和総研作成

- 金融商品取引業者としては、指導等義務や(第一義的な)損害賠償責任が求められなくなる代わりに、仲介業者へのコントロールが効きにくくなる

(5) 金融サービス仲介業は、つまるところ、どのようなビジネス？

- 想定される金融サービス仲介業のビジネスモデルには、未だに、よくわからない面が多い
 - 預金等媒介業務、貸金業貸付媒介業務、電子決済等代行業
 - ✓ 家計簿アプリや各種決済サービスとの親和性が高そう(預金口座、ローン残高、送金、引き落としの管理など)
 - 保険媒介業務
 - ✓ 各種eコマースとの親和性が高そう(商品販売+保険など)

- これらについては、いわゆるプラットフォーマーによる利用者への総合的なサービス提供、というイメージが描きやすい

- それでは、有価証券等仲介業務は？
 - ◆ 仮説①・・・「家計簿アプリ」の拡張
 - ◆ 仮説②・・・IFA、FPなどによる活用
 - ◆ 仮説③・・・「おつり」投資、ポイント投資
 - ◆ 仮説④・・・新しい金融サービス仲介業者と既存の金融商品取引業者・金融商品仲介業者との業務範囲の重複の影響？

(6) 施行日など

➤ 施行日は、下記の通りとされている

- 金融商品販売法／金融サービス提供法(金融サービス仲介業関係)・・・2021年11月1日
- 資金決済法(決済法制関係)・・・2021年5月1日
- 店頭デリバティブの取引情報報告・・・同上



3. むすびに代えて

～技術革新と規制のあり方～

(1) サービスの多様化を巡って

- **技術革新(例えば、“FinTech”)に伴うサービスの多様化**
 - ✓ **利用者の選択の幅の拡大 ⇒ 利便性向上**
 - ✓ **多様な新規参入者 ⇒ 競争の促進、新しいビジネスモデル**

- **しかし、同時に**
 - ✓ **新しいリスク**
 - ⇒ **新しいリスクの特定、対応**
 - ✓ **新しいタイプのサービス、ビジネスモデル**
 - ⇒ **新サービス、新ビジネスモデルに応じたモニタリングスキル**
 - ✓ **提供されるサービス、提供する主体の増加**
 - ⇒ **相互の関連性、相互の作用による影響などがより複雑化する可能性**

- **競争原理≒個々の利用者の選択に任せればよい？**
 - ✓ **個々の利用者にとっての合理的な選択が、必ずしも社会全体にとって合理的とは限らない**
 - ✓ **個々の利用者、サービス、業者だけではなく、全体を俯瞰することも必要**

※これらの課題に規制はどう対処すべきなのか？

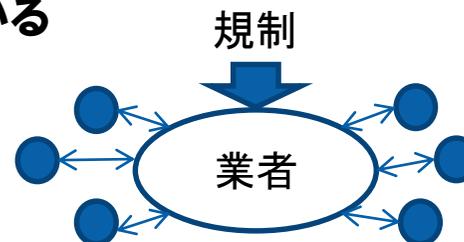
(2) 業務のアンバンドリング、分散化・フラット化(「仲介業者」とは何なのか?)

業務のアンバンドリング化

「複数の要素や機能が束ねられることによって構成されている商品やサービスを個々の要素や機能に分解すること」

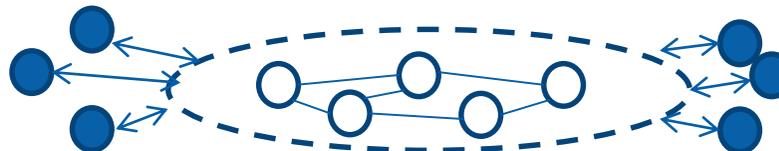
金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」(平成27年12月22日)p.3脚注4

- 既存の業規制の枠組みは、業者を当局から資格を得た一定の者に限定し、各種の行為規制や財務規制などに服させ、当局の監督下に置いている

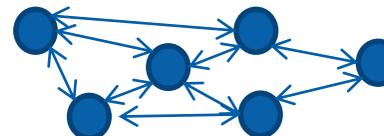


- アンバンドリング化の進行により、業者による金融仲介機能が細分化され、多数の主体がこれを分割して担うようになった場合、誰にどのように規制をかけるのか?

金融サービス仲介業もこれに近い? ⇒



- いわゆる分散化・フラット化が進展した場合、誰が仲介業者で、誰が顧客か区分できるか?



(3) フォワード・ルッキングな規制の難しさ

- **規制の趣旨・目的・精神・・・技術革新が進もうとも変えてはならない**
 - ✓ 投資者保護、利用者保護
 - ✓ 公正・円滑な金融商品等の売買・取引
 - ✓ 市場における公正な価格形成 etc.

- **こうした規制の趣旨・目的・精神を実現するための具体的な手段・方法・手続等
・・・技術革新に応じて、実効性のあるものに変えていくべき(アップデート)**

- **ただ、将来を見通して、フォワード・ルッキングにアップデートを進めることは難しい**
 - 不確かな前提に基づいて、具体的かつ詳細な規制(細則主義)を構築することは困難
 - 一般的・抽象的規範(原則主義)にならざるを得ない
 - 一般的・抽象的規範の違反を、どうやって判断し、法執行(エンフォースメント)するのか？
 - 次のものの役割が重要となるのでは？
 - ✓ 自主規制
 - ✓ プリンシプル(顧客本位の業務運営に関する原則など)
 - ✓ 民事救済 etc.

※金融サービス仲介業においても、同様の問題があるのではないか？

本資料は投資勧誘を意図して提供するものではありません。

本資料記載の情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。

(株)大和総研と大和証券(株)は、(株)大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。

内容に関する一切の権利は(株)大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。